

鹿 児 島 県 公 報

令和3年9月3日（金）第240号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令	（森づくり推進課取扱い）	1
○森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令	（森づくり推進課取扱い）	2
○休業中の漁業許可の内容等	（水産振興課取扱い）	4
○土地改良区の定款の変更の認可	（農地整備課取扱い）	5
○地籍調査の成果の認証	（農地保全課取扱い）	5
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	5
○公有水面の埋立ての免許の出願	（河川課取扱い）	5
公 告		
○令和3年度技能検定（後期）実施公告	（雇用労政課取扱い）	6
○一般競争入札公告	（監理課取扱い）	9
○河川法に基づく稲荷川水系河川整備計画の公表	（河川課取扱い）	12
○河川法に基づく雄川水系河川整備計画の公表	（河川課取扱い）	12
○一般競争入札公告	（総務福利課取扱い）	12

告 示

鹿児島県告示第918号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和3年9月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市、鹿屋市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、始良市、南種子町、徳之島町、天城町及び伊仙町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和3年10月1日から令和4年3月18日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松く

い虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

- (3) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、令和4年3月18日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積		
		ヘクタール	本又は株		立方メートル	
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用				
		種別	数量	単価	金額	
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円	
		薬 剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

鹿児島県告示第919号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐

倒駆除命令をする予定である。

令和3年9月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

阿久根市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、霧島市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和3年10月1日から令和4年3月18日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

(1) 2に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者は、令和4年3月18日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が2に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第920号

漁業法（昭和24年法律第267号）第88条第1項の規定による休業中の漁業許可の内容等は、次のとおりである。

令和3年9月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 休業中の漁業権の内容たるべき事項，制限又は条件及び地元地区別表のとおり
- 2 許可の期間
令和3年10月1日から令和5年8月31日まで
- 3 申請期間
令和3年9月3日から同月8日まで

別表

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿定第10号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日まで	南さつま市笠沙町片浦高崎山地先	基点，点ア，点イ，点ウ，点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 北緯31度26分01秒，東経130度10分04秒（南さつま市笠沙町片浦高崎ジャガ鼻大瀬基点標石） 点ア 北緯31度26分11秒，東経130度10分09秒 点イ 北緯31度26分14秒，東経130度10分12秒 点ウ 北緯31度26分02秒，東経130度10分25秒	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	南さつま市笠沙町片浦（野間池地区を除く。）

				点エ 北緯31度25分57秒，東経130度10分07秒		
--	--	--	--	-----------------------------	--	--

鹿児島県告示第921号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により，令和3年8月12日付けで指宿市開闢土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年9月3日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第922号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により，次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和3年9月3日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
三島村	平成30年10月12日から令和3年2月24日まで	地籍図及び地籍簿	三島村大字黒島の一部	令和3年8月20日
徳之島町	平成31年4月9日から令和3年3月8日まで	地籍図及び地籍簿	徳之島町亀津，手々，金見，花徳及び轟木の各一部	令和3年8月20日
天城町	平成31年4月15日から令和3年2月10日まで	地籍図及び地籍簿	天城町大字岡前の一部	令和3年8月20日
天城町	平成31年4月15日から令和3年2月10日まで	地籍図及び地籍簿	天城町大字瀬滝の一部	令和3年8月20日

鹿児島県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和3年9月3日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	指宿鹿児島インター線	指宿市池田字榊木6770番33地先から同市池田字管山6719番1地先まで	前	10.4～24.4	608.0
			前	13.5～97.1	572.0
			後	12.3～97.1	572.0

鹿児島県告示第924号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお，公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は，令和3年9月3日から同月24日までの間，鹿児島県土木部河川課及び大島支庁徳之島事務所総務課において縦覧に供する。

令和3年9月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

2 埋立区域

(1) 位置

大島郡天城町浅間字中当177番地1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び11の地点と1の地点を結ぶ令和2年の秋分の満潮位（T. P. +1.03メートル）における公有水面と既存護岸との境界線により囲まれた区域

1の地点 大島郡天城町浅間天城総合運動公園四等三角点（北緯27度50分19秒1046，東経128度53分12秒6934）（以下「基点」という。）から330度21分18秒998.16メートルの地点

2の地点 1の地点から5度27分35秒48.08メートルの地点

3の地点 2の地点から95度27分35秒94.33メートルの地点

4の地点 3の地点から5度27分35秒4.50メートルの地点

5の地点 4の地点から275度27分35秒3.33メートルの地点

6の地点 5の地点から5度48分12秒0.50メートルの地点

7の地点 6の地点から95度27分35秒26.50メートルの地点

8の地点 7の地点から185度27分35秒10.00メートルの地点

9の地点 8の地点から210度27分35秒5.92メートルの地点

10の地点 9の地点から185度27分35秒29.64メートルの地点

11の地点 10の地点から129度08分59秒5.86メートルの地点

(3) 面積

5,341.84平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

大島郡天城町浅間字中当177番地1の国有海浜地及び地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点から327度55分09秒1000.19メートルの地点

②の地点 ①の地点から5度04分36秒46.40メートルの地点

③の地点 ②の地点から95度27分35秒16.78メートルの地点

④の地点 ③の地点から5度27分35秒44.16メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から95度27分35秒146.46メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から185度27分35秒26.18メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から210度27分35秒5.92メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から185度27分35秒20.68メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から95度30分13秒25.74メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から185度30分33秒38.47メートルの地点

(3) 面積

14,880.61平方メートル

4 埋立地の用途

空港用地

5 出願年月日

令和3年7月19日

公 告

令和3年度技能検定（後期）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和3年度技能検定（後期）を次のとおり実施する。

令和3年9月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 技能検定の等級別実施職種

(1) 特級

鋳造，金属熱処理，機械加工，放電加工，金属製作，金属プレス加工，工場板金，めっき，仕上げ，機械検査，ダイカスト，電子機器組立て，電気機器組立て，半導体製品製造，プリント配線板製造，自動販売機調整，光学機器製造，内燃機関組立て，空気圧装置組立て，油圧装置調整，建設機械整備，婦人子供服製造，紳士服製造，プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

機械検査，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），半導体製品製造（集積回路チップ製造に係るものに限る。），空気圧装置組立て，農業機械整備，冷凍空気調和機器施工，和裁，パン製造，建築大工，かわらぶき，配管（建築配管に係るものに限る。），厨房設備施工，型枠施工，鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。），コンクリート圧送施工，防水施工（塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。），樹脂接着剤注入施工，ガラス施工，機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。），塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）

(3) 3級

造園，機械加工（普通旋盤に係るものに限る。），機械検査，電子機器組立て，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），冷凍空気調和機器施工，和裁，家具製作，建築大工，かわらぶき，配管（建築配管に係るものに限る。），型枠施工，鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）及び機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）

なお、(1)から(3)までに掲げる実施職種以外の職種についても、実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に対しては、技能検定を実施する。

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については、当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

(1) 実技試験

令和3年12月3日（金）から令和4年2月13日（日）までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

(2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

等級及び検定職種	実施期日
(1級及び2級) 機械検査 電気機器組立て 配管 型枠施工 ガラス施工	令和4年1月23日（日）
(3級) 電気機器組立て 配管 型枠施工	令和4年1月23日（日）
(特級) 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	令和4年1月30日（日）
(1級及び2級) 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 厨房設備施工 防水施工 機械・プラント製図 パン製造	令和4年1月30日（日）
(3級)	令和4年1月30日（日）

冷凍空調和機器施工 和裁 機械・プラント製図 造園 家具製作	
(1級及び2級) 半導体製品製造 建築大工 かわらぶき 樹脂接着剤注入施 工 塗装 空気圧装置組立て 鉄筋施工 コンクリート圧送 施工 広告美術仕上げ	令和4年2月6日（日）
(3級) 機械加工 建築大工 かわらぶき 機械検査 電子機器組立 て 鉄筋施工	令和4年2月6日（日）

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

5 技能検定試験の手数料

(1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

(2) 実技試験 18,200円（3級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの（認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生を除く。以下「3級受験在校生」という。）にあつては、12,100円）（実技試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

ただし、次に掲げる者にあつては、手数料減額（免除）申請書を提出することにより、手数料の減額を受けることができる。なお、減額後の手数料は、それぞれ次に掲げる金額とする。

ア 2級又は3級の実技試験を受験する者（イに掲げる者を除く。）であつて、令和3年4月1日現在において35歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。イにおいて同じ。） 9,200円

イ 3級受験在校生であつて、令和3年4月1日現在において35歳未満のもの 3,100円

6 受検手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 年齢を確認できる書面の写し

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、免除を受けることができる者であることを証する書面

エ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は返還しない。）

オ 技能検定試験の手数料の減額を受けようとする者にあつては、手数料減額（免除）申請書

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836）

7 提出書類等の受付期間

令和3年10月4日（月）から同月15日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和3年10月15日の消印のあるものまで受け付ける。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を令和4年3月11日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、令和4年3月11日（金）に合格通知を発送する。また、実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鹿児島県職業能力開発協会が、令和4年3月11日（金）に、当該試験に係る合格通知を発送する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

特級又は1級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級又は3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

9 その他

(1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。

(2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。

(3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

(4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年9月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

土木行政総合システム用機器、ソフトウェア等及びクライアントライセンスの賃貸借一式

(2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年1月31日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

令和4年2月1日から令和10年1月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和3年9月27日午後5時15分までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の

示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県土木部監理課経理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3486
ファックス番号 099-286-5617

(3) 申請書類の受付期間

令和3年9月10日から同月27日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

3の(2)に同じ。

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和3年10月14日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年10月15日午前10時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎15階）土木部建築課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3の(2)及び4の(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び4の(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県土木部監理課経理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3486

ファックス番号 099-286-5617

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Rental of Comprehensive Civil Engineering Administrative System Equipment and Software, and Client License:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

31 January 2022

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 14 October 2021

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Public Works Administration Division

Public Works Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3486

FAX 099-286-5617

.....

河川法に基づく稲荷川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、稲荷川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

令和3年9月3日

鹿児島県知事 塩田康一

.....

河川法に基づく雄川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、雄川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

令和3年9月3日

鹿児島県知事 塩田康一

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年9月3日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
県立学校事務室LAN機器の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和4年1月31日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和4年3月1日から令和10年2月28日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であるこ

と。

- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和3年9月30日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

- (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

- (3) 申請書類の受付期間

令和3年9月3日から同月13日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出場所

鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

- (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

- (4) 入札書の提出期限

令和3年10月14日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年10月15日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）学校施設課入札室

- (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (ア) 交付場所 (2)に同じ。
- (イ) 交付期限 令和3年9月15日午後5時
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 8 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-5191
ファックス番号 099-286-5661
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Prefectural school office local area network devices:1Set

- (2) DELIVERY PERIOD:
31 January 2022
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 14 October 2021
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
General Affairs Welfare Division
Kagoshima Prefectural Educational Bureau
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-5191
FAX 099-286-5661